

7

生活・産業

1 国際金融・経済都市の実現

(提案要求先 内閣府・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・
経済産業省・国土交通省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部・総務局・財務局・産業労働局)

東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くための都の抜本的な取組を支援するとともに、東京の「稼ぐ力」の強化に向けた「Society 5.0」実現加速化のための支援を行うこと。

<現状・課題>

都では、平成29年11月に「「国際金融都市・東京」構想～「東京版金融ビッグバン」の実現へ～」を策定し、現在は構想に掲げる施策の具体化をスピード感を持って推進している。

また、東京の「稼ぐ力」の中核となる第4次産業革命技術に関する都独自の「Society5.0」社会実装モデルの構築に向けた検討を今年度から行っている。

東京が世界に冠たる国際金融・経済都市として輝くためには、都のみならず国や民間の関係事業者が三者一体となってこうした施策に取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society5.0」を実現するため、安全面に配慮した官民連携の開放型データプラットフォームの構築や次世代モビリティサービスの実現などを支援すること。
- (2) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税の軽減などを行うこと。
- (3) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、平成30年度に新たに導入した東京版EMP（新興資産運用業者育成プログラム）によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる海外金融系企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (4) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBTの方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。
 - ② 高度金融人材等のニーズに合った家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
 - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。

- ④ 外国人の都内生活の利便性向上等の観点から、ペイロールカード口座への賃金支払を可能とする労働基準法上の特例を創設すること。
- ⑤ 家事支援外国人受入事業について、受入人材の在留期間の延長、サービス提供地域の拡大の制度拡充を実現すること。
- (5) クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、
 - ① 外国人美容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
 - ② 外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。
- (6) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成手法や効果的な広報・意識啓発手法、国際仲裁施設整備の在り方等を検討の上、必要な措置を講じること。
- (7) ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。

2 次世代通信ネットワークの早期構築

(提案要求先 総務省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部)

- (1) 住民サービスの向上に資するよう、不感地帯や公共施設などに対して、5 Gを中心とする高速モバイルインターネット網を整備するため、基地局等設置に係る必要な財源を確保すること。
- (2) ローカル5 Gについて、自治体が容易に導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。

<現状・課題>

現在、インターネットをはじめとする ICT は、生活の隅々まで深く浸透し、ICT 産業の発展は近年の経済成長を支えている。こうした中、世界ではデジタル革命である第4次産業革命が進行しており、日本も世界に遅れることなく、「Society 5.0」の実現に向けた取組を加速していく必要がある。

2020 年春に商用サービス開始を予定している第5世代移動通信システム（5 G）は、高速大容量、超低遅延、多数同時接続という特徴を持ち、あらゆるモノとヒトがつながる、IoT 社会を実現するための基幹インフラである。

5 Gネットワークを基盤とした IoT、クラウド、AI 等の活用により、教育、医療、交通、防災など、様々な分野において、社会的課題を解決し、住民の QoL を向上させることが可能となる。

例えば、医療分野では、高精細の動画や画像の転送などによる遠隔医療が実現し、島しょ部や過疎地域においても専門医による診療を受けられるようになる。

また、モノとヒトが瞬時につながること、都市部と地方部の連携・協力関係構築の加速が期待され、様々な地域における住民サービスの充実という点においても、大変重要な意味を持つ。

このように、最先端技術が生み出す豊かさを誰もが等しく享受できるようにするためには、日本全国で5 Gネットワークを中心とする高速モバイルインターネット網の早期構築を実現するとともに、ローカル5 Gの取組を推進する必要がある、については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- (1) 住民サービスの向上に資するよう、不感地帯や公共施設などに対して、5 Gを中心とする高速モバイルインターネット網を整備するため、基地局等設置に係る必要な財源を確保すること。
- (2) ローカル5 Gについて、自治体が容易に導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。

3 MICE推進施策の強化

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を拡大すること。
- (2) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化すること。
- (3) MICE推進に係る基盤整備を図ること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進を図ること。

<現状・課題>

MICEの誘致を巡る国際的な競争が激化する中、シンガポールやソウルなどアジアの競合都市では、国家戦略として大規模MICE施設の整備を進めるとともに、誘致・開催に向けた支援や海外プロモーション活動の強化を図り、誘致競争力を高めている。

こうした状況を受け、都では、平成27年7月に「東京都MICE誘致戦略」を策定し、更なるMICE誘致に向けた取組を進めてきた。

今後、海外都市との誘致競争に勝ち抜き、国内でのMICE開催を増やしていくためには、国と自治体が連携して国際会議等の開催を後押しする経費助成などの支援制度を拡大していくことが必要である。

また、国際団体等との連携を一層深化させ、グローバルトレンドや競合国の動向など誘致競争を有利に進めるための情報を収集・分析し、マーケティング戦略を強化していくことが求められる。

さらに、次代のMICE業界を担う専門人材の確保・育成を図るほか、特に国際会議誘致のキーパーソンとなる大学教員等にとって、誘致活動がインセンティブとなるような仕組みを構築するなど、MICE推進に係る基盤整備を図ることが肝要である。

加えて、各地域が連携してユニークベニユーの活用促進に向けた取組を進めることで、その利活用について全国的な機運醸成を図ることが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費に対する助成などの支援制度を拡大すること。
- (2) MICEに関連する国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、必要な情報収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化すること。
- (3) 若い世代に対するMICE業界への理解促進を図るとともに、大学教員等

が行う国際会議の誘致活動等の取組を適正に評価するなど、M I C E 推進に係る基盤整備に向けて、関係府省庁への働きかけを行うこと。

- (4) ユニークベニユーについて、各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう全国的な機運醸成を図り、M I C E 誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上に繋げていくこと。

4 外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和

(提案要求先 法務省・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 観光目的で来訪する外国人旅行者に対し査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時に観光目的で来訪する外国人旅行者に対して、査証発給要件の緩和措置を行うこと。

<現状・課題>

外国人旅行者に対する査証については、これまで段階的に発給要件が緩和されてきたが、多くの国・地域において依然として査証の取得が必要である。

いよいよ開催まであと1年を切った東京 2020 大会の開催時には、様々な国・地域から旅行者が訪れることが予想される。東京 2020 大会を契機として多くの外国人旅行者を受け入れるとともに、その後の観光振興につなげていくためにも、東京に世界からの注目が集まるこの機会を生かした取組を展開することが重要である。

国は、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人との目標を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「観光立国推進基本計画」に政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めている。都においても、2020年に2,500万人の訪都外国人旅行者数を目指しており、PRIME 観光都市・東京（東京都観光産業振興実行プラン）においては、市場別の目標も定めており、東京 2020 大会開催の契機も捉えながら、着実に査証発給要件の緩和措置を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者数のより一層の拡大を図るため、観光目的で来訪する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- (2) 東京 2020 大会の開催を契機として多くの外国人旅行者を受け入れ、その効果を全国へ波及させるため、大会開催時に来訪する外国人旅行者に対する短期滞在査証の免除措置や申請手続の簡素化など、大会の開催に合わせた査証発給要件の緩和措置を行うこと。

5 外国人の受入環境の整備促進

1 外国人旅行者の受入環境整備の拡充

(提案要求先 国土交通省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者が利用しやすい無料の公衆無線 LAN 等の整備を推進すること。
- (2) 免税販売手続に関して、外国人旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (3) 外国人旅行者の利便性を高める公共交通機関等の共通パス等の発行・普及に向けた取組を推進すること。
- (4) 外国人旅行者の多様な文化・習慣に配慮した環境の整備を推進すること。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで1年を切り、今後、東京に対する世界からの注目が更に高まることが予想される。外国人旅行者の関心やニーズの高まりを実際の訪都旅行へつなげるとともに、滞在時の満足度を高め、再来訪や更なる誘致を推進する上で、外国人旅行者に対する受入環境の整備が一層重要となっている。

国は、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人との目標を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「観光立国推進基本計画」に政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めているが、外国人旅行者の利便性及び満足度の向上に向け、受入環境整備の促進、支援を積極的に図っていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者が多く集まる観光地等において、外国人の誰もが利用しやすい無料の公衆無線 LAN や多言語で観光情報を提供するツールとしてのデジタルサイネージの整備が図られるよう、国自らがその導入を進めるとともに、都が提供する無料 Wi-Fi サービスとの連携を図ること。また、東京 2020 大会の開催を見据え、各地域に対しての重点的な支援を行うこと。
- (2) 外国人旅行者への免税販売に関して、事業者等への普及啓発などを通じて免税店舗の拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。

- (3) 汎用性・機能性が高い公共交通機関等の共通パスの発行・普及に向け、外国人旅行者の移動の利便性を高める「割引共通フリーパス」について、民間事業者の取組・連携を促進するとともに、外国人旅行者へのPR等による普及促進を行うこと。
- (4) 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を行うこと。

2 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

(提案要求先 財務省・経済産業省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

「キャッシュレス・消費者還元事業」の実施期間を延長するとともに、中小・小規模事業者へ普及啓発の強化を図ること。

<現状・課題>

我が国は、少子高齢化や人口減少に伴う労働者人口減少の時代を迎え、生産性向上は喫緊の課題である。キャッシュレス化の推進は、毎年増加する訪都外国人の利便性向上、インバウンド消費の拡大、ひいては都内経済の活性化に寄与する一方、企業の観点からは、キャッシュレス化によるレジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

こうした中、国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引等の支援（「キャッシュレス・消費者還元事業」）を実施している。

しかし、事業実施期間は、消費税率引上げ後の令和元年10月1日から東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）開催前までの9か月間であり、東京2020大会後も見据えた着実な浸透を目指すためには、事業実施期間を延長するとともに、中小・小規模事業者への普及啓発の強化が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 中小・小規模事業者に対する決済端末等の導入費用や決済手数料の補助期間を現行の9か月間から延長すること。
- (2) 中小・小規模事業者に対する決済手数料の補助率を引き上げること。
- (3) 中小・小規模事業者が円滑にキャッシュレス化を図れるようセミナーや導入機器のアドバイスを行うなど、普及啓発を強化すること。
- (4) キャッシュレス化の一層の推進が図られるよう観光関連の業界団体に対し働きかけること。

参 考

<キャッシュレス・消費者還元事業の概要>

- 実施期間
令和元年10月より9か月間（令和2年6月まで）
- 条件
補助期間中、本制度を利用する中小・小規模事業者に対し、3.25%以下の手数料率
- 支援内容
 - (1) 消費者への還元
中小・小規模事業者向け支援⇒ 消費者還元率5%
フランチャイズ等向け支援⇒ 消費者還元率2%
 - (2) 決済端末等の導入補助
中小・小規模事業者向け支援⇒ 端末費用補助10/10
(国2/3、決済事業者1/3負担)
 - (3) 決済手数料の補助
中小・小規模事業者向け支援⇒ 手数料補助1/3
- 対象加盟店
一部の例外業種を除き、原則全ての業種が対象
- 対象決済手段
クレジットカードのみならず、電子マネーやQRコード決済も対象

3 多文化共生社会の実現に向けた総合的な方針の策定

(提案要求先 総務省・法務省)
(都所管局 生活文化局)

国は、多文化共生社会の実現に向けた総合的・体系的な方針を定め、国、地方自治体、受入企業、在住外国人支援団体等の役割を明確にし、外国人の受入環境整備のために必要な施策を推進すること。

<現状・課題>

国内の在住外国人数は273万人を超え、地域における定住化も進んでいる。都内の在住外国人は全国の約21%にあたる約56万8千人で（平成30年12月末現在）、都民の約4%を占めるに至っており、とりわけ東京に集住している。

平成31年4月から出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（以下、「改正入管難民法」という。）が施行され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も控え、都内の在住外国人の一層の増加や定住化が見込まれる中で、外国人が地域社会の中で安心して生活し、かつ都市の活力を支える人材として活躍することができる環境の整備が必要である。

現在、都は、平成28年に「東京都多文化共生推進指針」を策定し、外国人による起業等の活躍に対する支援に加え、医療・福祉・学校教育等において在住外国人の支援を行っている。また、東京都国際交流委員会、区市町村、国際交流協会、外国人支援団体等と連携し、東京における新たな多文化共生社会の実現に向けた取組を進めている。

一方、国においては、平成18年の総務省「地域における多文化共生推進プラン」策定以降、在住外国人全般に関する方針・計画が策定されていない。外国人を取り巻く状況がその後大きく変化し、改正入管難民法も施行されたことから、国は、現状を踏まえた新たな総合的・体系的な方針を策定する必要がある。さらに外国人の受入に当たっては、外国人が地域社会で自立した生活を円滑に送るための基礎的な日本語能力の習得や日本社会に対する理解等、国が主体となって果たすべき役割を責務として明らかにした上で、地方自治体、受入企業、外国人支援団体等、在住外国人に関わる各主体の役割を明確にするとともに、この方針に基づき必要な施策を講ずる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は在住外国人を取り巻く今日的な状況を踏まえ、中長期的な視点から、多文化共生施策に関する総合的・体系的な方針を定め、国の責務、地方自治体の役割、受入企業や在住外国人支援団体等の民間の様々な主体の役割を明確にすること。
- (2) 上記に基づき、国は、全ての在住外国人が安全・安心に暮らし、社会の担い手として活躍できるよう、多様な外国人が集住する東京の特性も踏まえ、都内自治体や在住外国人支援団体等への財政支援を含め、必要な環境整備を進めること。

参 考

(1) 在住外国人数（全国）

2, 731, 093人

※法務省統計「在留外国人」（平成30年12月末現在）

(2) 在住外国人数（東京都）

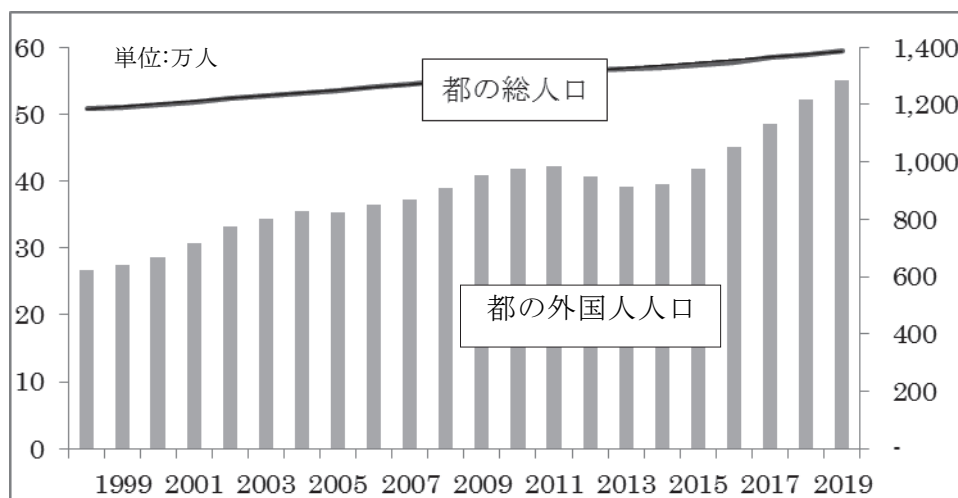
567, 789人

〔国籍別外国人数上位8〕

- ・中国 218, 975人
- ・韓国・朝鮮籍 99, 901人
- ・ベトナム 36, 914人
- ・フィリピン 33, 862人
- ・ネパール 27, 598人
- ・米国 19, 690人
- ・インド 13, 321人
- ・ミャンマー 10, 578人

※法務省統計「在留外国人」（平成30年12月末現在）

(3) 在住外国人人口の推移（東京都）



6 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業の存続に深刻な影響を及ぼしているため、都は「都市農業特区」を提案するなど、制度改善の要求を行ってきたところである。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎、農業用井戸などの農業用施設用地や屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 相続税の物納により国有化される市街化区域内農地については、自治体に低額で貸付し市民農園等として活用させるなど、農的利用の継続を図り、引き続き多面的機能が発揮できる新たな制度を創設すること。

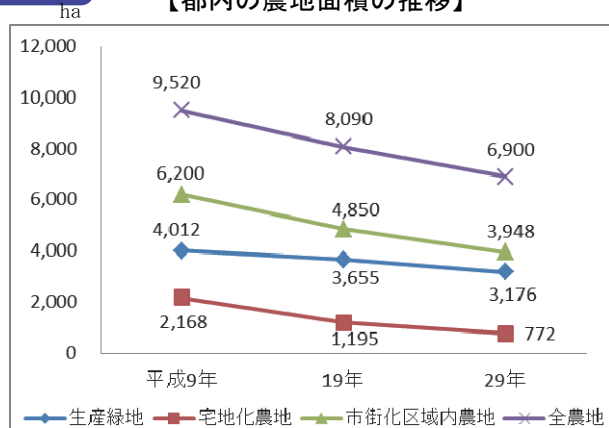
都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち3／4以上が生産緑地
- 10年間で約900haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付け面積統計、東京の土地 2017

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象（田園住居地域を除く）

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

○都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと

- ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
- ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
- ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

7 ライフ・ワーク・バランスの推進

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働に繋がる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるにあたって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行されている。今後、2020年4からは中小企業に残業時間の上限規制が適用、2023年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されるが、経営基盤が脆弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、2020年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス、都ではライフ・ワーク・バランスとして推進）に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期

の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、改正法の周知啓発とともに、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること。
- (2) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働に繋がる短納期の発注の抑制など、長時間労働に繋がる商慣行の是正に向けた取組を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるにあたって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	2023年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	2019年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等 設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛 生法	労働時間の客観的な把握		
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(2010年)数値目標
(抜粋)

(内閣府男女共同参画局)

数値目標設定指標	現状(直近の値)	2020年
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.8%	全ての企業で実施
週労働時間60時間以上の雇用の割合	8.2%	5%
年次有給休暇取得率	47.6%	70%
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	60.7%	100%
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	14.8%	29%
第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	55%
自己啓発を行っている労働者の割合	43.3%(正社員) 16.4%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
男性の育児休業取得率	2.30%	13%

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、テレワークの導入が促進されるよう、普及啓発や企業への支援策などを拡充すること。また、テレワークが適切に実施されるよう、ガイドライン等の普及啓発を図ること。

<現状・課題>

テレワークは情報通信技術を活用し時間と場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、育児や介護など家庭と仕事の両立や通勤混雑の緩和等に資することから、働き方改革の有効な手法として期待されている。

国においては、東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、7 月 22 日（月）から 9 月 6 日（金）の期間を「テレワーク・デイズ 2019」として実施しており、都においても、交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、時差 Biz を一体的に推進する「スムーズビズ」の取組を同期間を実施し、気運醸成を図った。また、あわせて、企業のテレワーク導入が促進されるよう、テレワークのトライアルの補助など企業のステージにあわせた支援、商工団体等と連携した普及啓発など、施策を強化し実施している。

一方、雇用型テレワークにおいては、働く時間や場所を柔軟に活用することが可能な一方、労働時間の管理が難しい、仕事と仕事以外の切り分けが難しい、長時間労働になりやすい等の課題がある。このため、適切な労務管理がなされるよう、平成 30 年 2 月「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」の普及を図り、適切な労務管理がなされるよう推進していくことが重要である。

また、自営型テレワークについては、契約に係る紛争を未然に防止し、良好な就業形態とするために、「自営型テレワークの適切な実施のためのガイドライン」の普及啓発等を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 大会に向けて、テレワークの活用が進むよう、普及促進の取組などテレワークの気運醸成を強化すること。
- (2) 家庭と仕事の両立や通勤混雑緩和にも資するテレワークの活用が進むよう、中小企業をはじめ、企業のテレワーク導入を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 企業のテレワークの導入にあたり適切に労務管理がなされるよう、ガイドライン等の普及啓発を図ること。
- (4) 自営型テレワークについて、契約に係る紛争を未然に防止し適切な実施がされるよう、ガイドラインの普及啓発等を図ること。

8 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実に
図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、
キャリア形成の支援の充実に図ること。あわせて、改正障害者雇
用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」
の周知徹底を図ること。
- (2) 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の充実に図ること。
- (3) 民間企業の法定雇用率2.3パーセントへの引き上げを見据
えて、企業に対する周知徹底や事業主に対する一層の支援策を
講ずること。
- (4) 週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援策
を講ずること。

<現状・課題>

都における平成30年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、1.94パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.2パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

また、障害者の雇用においては、雇用されても離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、平成30年4月から精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わり、また、今後民間企業の法定雇用率が2.3パーセントへ引き上げられることや、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が広がることを見据えて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週 20 時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

< 具体的要求内容 >

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業は、特に知的障害者や精神障害者の一般就労を促進するにあたり効果的であることから、充実を図りつつ継続して実施すること。
- (3) 改正障害者雇用促進法により、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加され、また、民間企業の法定雇用率が 2.3 パーセントへ引き上げられることも見据えて、精神障害者の雇用を含めた中小企業への理解促進や事業主に対する支援策を講ずること。
- (4) 中小企業に対し、週所定労働時間 20 時間未満の障害者の雇用に関する理解促進、受入れ体制づくり等必要な支援を実施すること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

平成 30 年 6 月 1 日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成 25 年度 (対前年比)	116,167.0 (2.9%)	24,148.5 (10.2%)	8,929.5 (33.6%)
平成 26 年度 (対前年比)	119,984.0 (3.3%)	26,803.0 (11.0%)	11,097.5 (24.3%)
平成 27 年度 (対前年比)	123,058.5 (2.6%)	29,361.0 (9.5%)	13,558.5 (22.2%)
平成 28 年度 (対前年比)	125,448.0 (1.9%)	31,712.0 (8.0%)	16,410.0 (21.0%)
平成 29 年度 (対前年比)	127,568.5 (1.7%)	33,996.5 (7.2%)	19,400.0 (18.2%)
平成 30 年度 (対前年比)	131,700.5 (3.2%)	37,022.5 (8.9%)	25,071.0 (29.2%)

※雇用者数（人）はカウント数

9 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、今後、3年以内に施行することとなっている。

<具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。具体的には、中小企業における女性の職域拡大に向けて、女性用のトイレや更衣室の設置など、職場内で女性が能力発揮し活躍できる環境整備に対して支援を行うこと。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク事業の充実強化など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策を一層充実すること。

10 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 内閣官房・農林水産省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、都と連携して全国の事業者「ビジネスチャンス・ナビ2020」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催は、東京そして日本に世界の注目が集まるとともに、様々なビジネスチャンスが生み出されるなど、全国の産業が飛躍を遂げる絶好の機会である。

東京都は、都内はもとより全国の中小企業等にこうしたビジネスチャンスを波及させていくため、東京商工会議所及び東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施している。

その取組の一貫として、都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」を平成28年4月より運営している。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んでいる。さらに、ウェブによる見本市を設け、本サイトに登録している企業の製品やサービスを紹介するなど、販路開拓の支援強化を進めている。

本サイトを含む中小企業世界発信プロジェクトについては、組織委員会の「東京2020アクション&レガシープラン2019」や、国の「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京2020大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられている。

また、組織委員会をはじめとする東京都の外郭団体も順次、電子入札システムとして活用を開始しており、都としても今後一層の活用促進を図るとともに、東京2020大会とその先を見据え、民間企業同士の受発注取引の活性化も進めていく。

日本全体の経済の活性化を図るためには、このサイトへの登録・案件掲載を促していくことが重要である。

< 具体的な要求内容 >

- (1) 「中小企業世界発信プロジェクト」を都と連携して推進していくこと。
- (2) 特に、その取組の一環である「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

< 中小企業世界発信プロジェクトの概要 >

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援など、中小企業の更なる飛躍に向け、以下の取組を展開する。

① ビジネスチャンス・ナビ2020

東京 2020 大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

② 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

< 組織委員会や国における位置づけ >

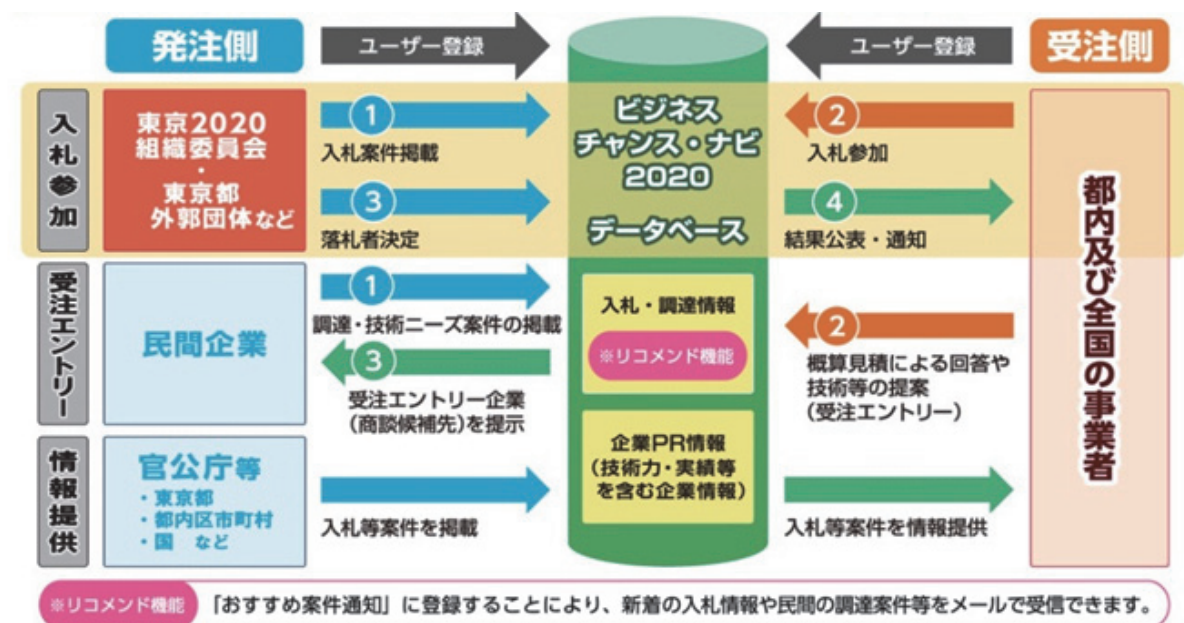
○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和元年6月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

【ビジネスチャンス・ナビ2020の概要】



1 1 高齢運転者の交通安全の推進に向けた安全運転サポート車の普及促進

(提案要求先 国土交通省・経済産業省)
(都所管局 都民安全推進本部)

- (1) 既販車への後付け安全運転支援装置について、性能認定制度を早期に創設及び実施すること。
- (2) 自動車メーカーに対し、後付け安全運転支援装置の商品化及び対象車種の追加の着実な推進を働きかけること。
- (3) 安全運転サポート車の普及促進に向け、衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの性能認定制度を早期に創設及び実施すること。
- (4) 安全運転サポート車の取得に対するインセンティブについて検討すること。

<現状・課題>

高齢化の進展に伴い、都内の65歳以上の高齢者の運転免許保有者数が増加する中、全交通事故件数に占める高齢運転者が当事者となる割合が増加している。

都はこれまで、加齢等により運転に少しでも不安を感じる高齢者に対し、警視庁や関係機関との連携のもと、運転免許自主返納制度の普及啓発等を進めてきた。

今般、高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大事故が都内をはじめ全国各地で発生していることを受け、日常の足として自動車を利用する高齢者の事故防止のため、都は本年7月、後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置の設置に対する補助制度を緊急対策として開始したところである。

自動車を乗り続ける高齢運転者の安全確保のためには、新車及び既販車、双方に対応した施策が重要である。国は本年6月、「未就学児等及び高齢運転者の交通緊急安全対策」を公表し、「高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進」等に取り組むとしている。

この中では、「新車の多くには安全運転サポート機能が搭載されているものの、既販車を含む自動車全体では普及率は必ずしも十分高いとは言えない」としたうえで、「安全運転サポート車の普及推進等」の具体策として「既販車への後付け安全運転支援装置の普及」や「衝突被害軽減ブレーキの国内基準策定」が掲げられているが、高齢運転者の安全確保に当たっては、以下の課題がある。

第一に、都はペダル踏み間違い時加速抑制装置の設置補助制度を緊急対策として既に開始しているが、一部の自動車メーカーや、自動車メーカー以外が製造す

る装置が普及する中、多様な装置の安全性を客観的に担保することが必要である。

国は、性能認定制度について年度内に認定基準等を整備すべく検討を進める一方で、様々な製品の装着・販売が進んでいることを踏まえ、本年10月に「先行個別認定」を開始すると公表した。

しかし、認定結果の有効期間が令和2年9月末日までとされており、このため、暫定的なものではない、性能認定制度の早期の創設及び実施が急務である。

第二に、既販車への装置の設置促進に当たっては、自動車メーカーによる装置の開発や、対象車種の拡大の着実な推進が不可欠である。

第三に、「未就学児等及び高齢運転者の交通緊急安全対策」では、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの性能認定制度への導入」について年内を目途に結論を得るとされているが、高齢者が自動車を運転する際のさらに高い安全性を担保するためには、既に性能認定制度が導入されている衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置など他の安全運転支援装置についても、性能認定制度の早期の創設及び実施が必要である。

第四に、現在、新車の約8割に衝突被害軽減ブレーキ等が搭載されていると言われている状況を踏まえ、高齢運転者の事故防止及び被害軽減を図るためには、安全運転サポート車の普及促進が不可欠である。

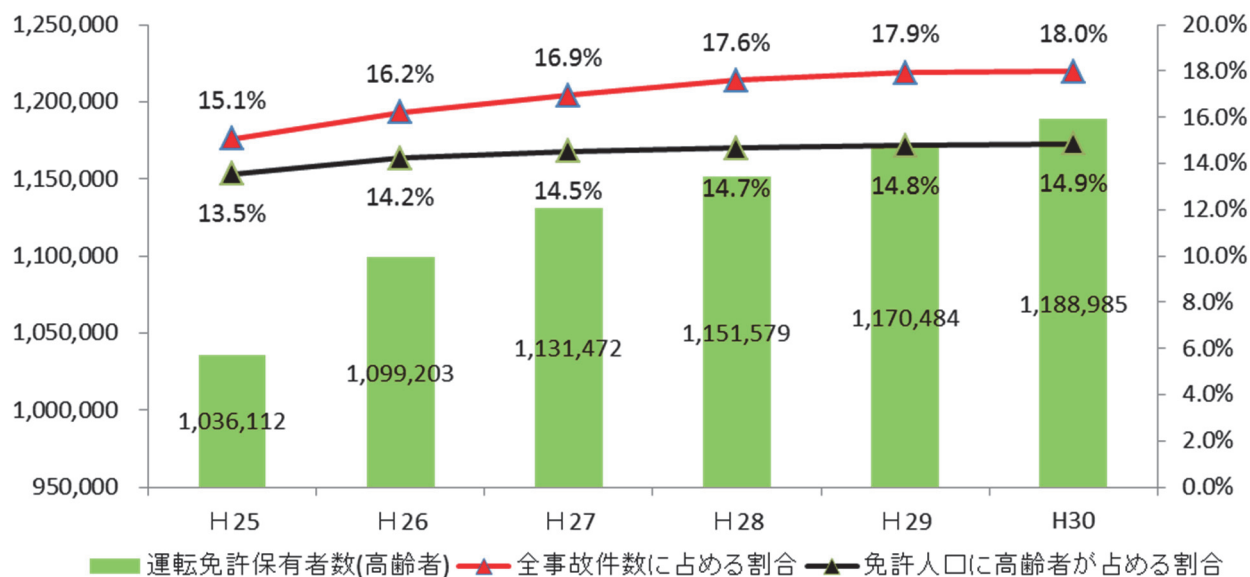
国は、安全運転サポート車について、市場導入を加速化する措置を今年末までに検討するとしているところであるが、取得に対するインセンティブを付与し、一層の普及促進を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 既販車への後付けの安全運転支援装置について、多様な装置が普及していることを踏まえ、性能認定の対象となる装置の考え方や、今後の性能認定制度検討の行程等を早急に明らかにし、制度を早期に創設及び実施すること。
- (2) 自動車メーカーに対し、後付け安全運転支援装置の開発や対象車種の追加が着実に進むよう、働きかけること。
- (3) 安全運転サポート車の普及促進に向け、衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの性能認定制度を早期に創設及び実施すること。
- (4) 事故防止や被害軽減に有効な安全性能を備えた、安全運転サポート車を取得することに対する、補助金や税制面等のインセンティブについて検討すること。

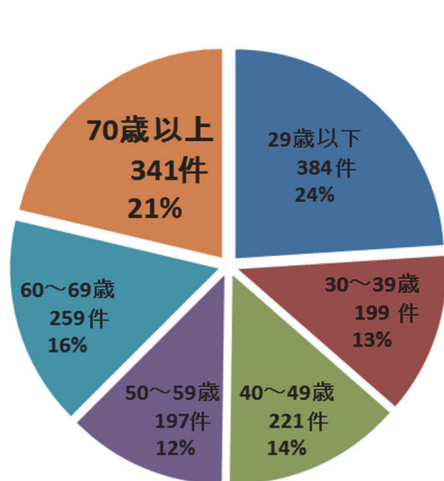
参 考

○高齢者（65 歳以上）の運転免許保有者数、免許人口に占める割合及び全事故件数のうち高齢者の占める割合の推移（都内）

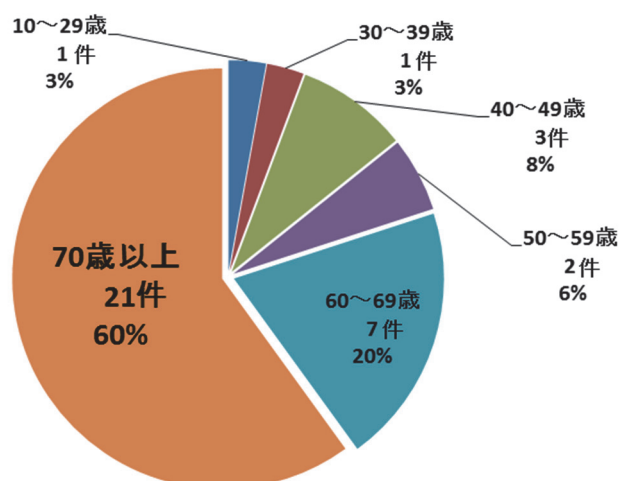


出典：警視庁資料から作成

○都内における「踏み間違い事故」年齢層別発生状況（過去 5 年間）



【全事故件数】計 1,601 件



【死亡重傷事故発生件数】計 35 件

出典：警視庁資料から作成

- 東京都が本年 7 月に緊急対策として開始した、後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置の設置に対する補助制度の概要

＜令和元年度 東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度＞

(1) 制度内容

都内在住の高齢運転者*が、ペダル踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有する安全運転支援装置を 1 割の負担で購入・設置できるよう、取扱い事業者に対し、都が当該費用の 9 割を補助
(補助限度額は 10 万円／台)

(2) 開始日

令和元年 7 月 12 日

(3) 対象となる高齢者の要件

- ・ 令和元年度中に 70 歳以上となる方であること
- ・ 運転免許証を有すること
- ・ 装置を設置しようとする自動車が自家用であること など

- 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」

(令和元年 6 月 19 日閣議決定) (抜粋)

2. 高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進

- ・ 今日の安全運転サポート車は、高齢運転者を含めたドライバーの事故を防止し、その被害を軽減するために有効。
- ・ 現在、新車の多くには安全運転サポート機能が搭載されているものの、既販車を含む自動車全体では普及率は必ずしも十分とはいえない。

(1) 安全運転サポート車の普及促進等

1) 安全運転サポート車の普及推進及び限定免許制度の検討等

○ 衝突被害軽減ブレーキの国際基準策定

- ・ 来年 1 月に見込まれる衝突被害軽減ブレーキの国際基準の発効を受けて、衝突被害軽減ブレーキの国内基準を策定する。
- ・ 本年内を目途に、新車を対象とした衝突被害軽減ブレーキの義務付けについて結論を得る。
- ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの性能認定制度への導入について、本年内を目途に結論を得る。

2) 既販車への後付け安全運転支援装置の普及

○ 既販車への後付けの安全運転支援装置の開発を促進するとともに、その性能認定制度の創設と来年度からの実施を検討する。